

国東市民病院内売店の出店者の募集要領(再々募集)

1 出店場所

国東市民病院（国東市安岐町下原1456番地）本館1階の一部 28.76平方メートル
及び院内での自動販売機設置箇所（自動販売機設置箇所については病院と協議すること）。

2 募集数

1者 ※複数申込の場合は選定委員会で選定を行う

3 使用の条件

①使用許可

売店の運営にあたっては地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産目的外使用許可申請により、病院が許可を行う。

②使用許可期間（予定）

令和8年5月1日から令和11年3月31日まで

③使用料

売店及び自動販売機設置の使用料は免除とする。

（1）販売金額及び電気使用量については毎月末集計の上、報告書を提出すること。

④その他の経費

売店及び自動販売機設置に要する経費及び営業に係る電気料金、通信費、清掃費、修繕費
廃棄物処理費及びその他、営業に係る一切の費用は、出店者が負担するものとする。

⑤禁止事項

- （1）出店場所を売店以外の用途に使用することは出来ない。
- （2）出店者は、第3者に使用許可箇所を転貸してはならない。

⑥使用許可の取消し又は変更

病院は、次に掲げる事項に該当する場合は、使用許可期間中でも当該使用許可を取消し又は変更することがある。許可の変更等により生じた損失については病院は補償しない。

- （1）病院において公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- （2）出店者が行政財産使用許可の条件に違反したとき。
- （3）出店者が申込要件の詐称その他不正な手段により応募し、また行政財産使用許可を得たことが判明したとき。

⑦原状回復

出店者は使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。

⑧損害賠償

- （1）出店者は、出店者が販売した飲食物を飲食したことに起因し、食中毒または伝染病等の事故が発生した場合は、その被害者に対し損害を賠償しなければならない。
- （2）出店者は、その責に帰する事由により、使用物件の全部または一部を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

4 運営に関する条件

①営業日及び営業時間

原則として営業日及び営業時間は平日午前8時から午後5時、土曜日は午前10時から午後1時までとし、年末年始休業（12月29日から1月3日）但し、長期連休等で外来診療を行う日は休日営業を行うものとする。（営業時間については午前9時から午後1時までとする）
また、特別な事由で休業しようとするときは、事務長の承諾を得なければならない。

②営業方法

従業員の配置については、運営が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し、適性な人員配置を行うものとする。

③売店の改修及び修繕

出店者は、売店の改装工事及び修繕等を行うときは事前に病院の承認を得るものとする。

④販売品目

売店で扱う商品及び価格については、下記の要件を満たす限り、基本的な運営事業者が定めるとする。ただし病院から販売を依頼する場合は、出店者はできる限り協力しなければならない。

（1）販売必要品目：入院患者、外来患者及び病院職員の日用品や見舞品等の商品

（2）販売禁止品目：アルコール類・大分県青少年の健全な育成に関する条例の規程に抵触する図書

⑤営業許可等の申請

市や監督官庁等への申請、届出その他売店の営業に関して必要な一切の手続きは、全て出店者の責任において行うものとする。

⑥商品の仕入れ及び管理

仕入商品については、安全性を重視し、信頼できる業者から仕入れることとし、出店者は全て責任を負うものとする。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行い鮮度・品質保持に努めなければならない。

⑦商品の搬入口及び搬入方法

商品の搬入口、搬入時間及び搬入方法については、病院と十分協議して定めること。

なお、商品搬入の際は、来院者等の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう可能な限り短時間で行うこと。

⑧廃棄物の処理

売店等から発生する全ての廃棄物の処理については、出店者の責任で行い、処理費用も負担すること。

⑨施設管理

（1）売店内の衛生管理には十分注意すること。

清掃は、出店者が行い常に清潔を保つこと。

（2）病院が許可した場所以外での貼り紙、看板等の表示、提出は行わないこと。また許可した場所であっても、そのデザイン及び内容については病院と協議するものとする。

（3）出店者に対して、病院が館舎管理上必要な通知をした場合は、その事項を遵守すること。

⑩その他

(1) 病院の電気設備点検等に伴い、停電する場合は、協力しなければならない。なお、停電時の商品管理については、出店者が行うものとする。

(2) 現出店者とは、使用開始日までに売店の引継ぎを行うこと。

(3) 売店運営から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡または貸与してはならない。

ただし、事前に病院の承諾を得た場合はこの限りではない。また売店運営業務で知り得た内容を第三者に漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする。なお、売店運営業務で使用する各種データに含まれる個人情報等の取扱いについては紛失、漏えいのないようになしなければならない。

5 申込資格

大分県内に住所又は事業所在地があり、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。個人、法人の別は問わない。ただし、申込は1世帯1件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(3) 現在、税の滞納がないこと。

6 申込資格の失格・無効

申込書に不正な記載があったとき。

7 申込方法

病院ホームページ又は国東市民病院庶務課窓口で募集要領と提出様式を入手する。

国東市民病院内売店出店申込書及び誓約書に必要事項を記入し、現在税の滞納がないことの証明書（法人の場合は法人と代表者）を添えて提出すること。法人等団体の場合は、役員一覧も作成し一緒に提出すること。（郵便可。受付締切日消印有効）

8 受付期間

令和8年3月26日（木）から令和8年3月31日（火）

9 書類提出先・問い合わせ

国東市民病院 庶務課 電話0978-67-1211